

【地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース・能登半島地震特例)】

完了届の提出書類(第1回支給申請)チェックリスト

Ⅲ 一統紙(不動産用)

通し番号〈No. 〉

<動産の購入(修理)に係る書類について>

◎動産購入が複数ある場合は用紙をコピーしてご使用下さい。

◎費用については、動産・不動産に関わらず、金額の大きい順に番号を付与して下さい。

①【名 称:	】(例:機器、車両など)
②【金 額:	】※「(地様式第16号)設置・設置設備費用申告書」の内容と一致すること
③【契約日:令和 年 月 日】	
④【納品日:令和 年 月 日】	

No.	動産の購入(修理)に関する添付書類	事業主 チェック欄	労働局 チェック欄
1	(購入の場合)売買契約書(写)又は納品書 ※本体価格・付属品等の詳細がわかるもの (修理の場合)請負契約書(写)又は完了が確認できる書類	☐	☐
2	見積書(写) ※本体価格・付属品等の詳細がわかるもの	☐	☐
3	請求書(写)	☐	☐
4	領収証(写)	☐	☐
5	写 真(写) ※全体及び型番がわかる部分	☐	☐
6	通 帳(写) ※表と該当部分ページ	☐	☐
7	振込依頼書(写)・振込明細書(写)	☐	☐
8	総勘定元帳(写) ※該当部分を蛍光ペンでマーク	☐	☐
9	(車両の場合)自動車車検証(写)	☐	☐
10	(車両の場合)車両使用簿・運行記録等(写) ※完了日までの分	☐	☐
11	(修理の場合)能登半島地震に伴うものであることを示す任意様式	☐	☐

動産の購入(修理)について、下記にご注意ください。

○計画期間外に、支払いを行った場合は対象となりません。

○修理経費は、令和6年能登半島地震に伴う破損等により必要となったものに限ります。

○設置・設備費用として認められない経費がありますのでご注意ください。

～～認められない経費の例～～

・1点の支払額が20万円未満のもの(複数の動産をまとめて購入した場合でも、1点ごとの価格で判断します)。

・原材料、消費材

・ソフトウェアなどの無形固定資産の取得費用

・事業の用に供さない車両、など

※上記以外にも状況に応じて判断される経費がありますので、詳細は石川労働局までご確認をお願いします。

●詳細については、こちらまたは石川労働局HPに掲載の支給申請の手引き(能登半島地震特例)でご確認いただけます。

【問い合わせ先】

石川労働局職業安定部職業対策課 (TEL 076-265-4428)